

平成23年度 第3回公益事業振興補助事業審査・評価委員会
議事概要

1. 開催日時：平成23年5月27日（金） 午後3時00分～5時05分
2. 開催場所：財団法人JKA 4A・B会議室
3. 議題
 - (1) 補助事業審査・評価マニュアルの一部改正について（案）
 - (2) その他
4. 平成22年度補助事業プレゼンテーション
 - (1) 特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター
 - (2) 特定非営利活動法人 難病のこども支援全国ネットワーク
5. 報告事項
 - (1) 東日本大震災復興支援補助（公益）の状況について
 - (2) その他

<資料>

- 資料1：補助事業審査・評価マニュアルの一部改正について（案）
資料2：平成24年度補助方針策定にあたっての課題
資料3：補助事業者アンケート結果（東日本大震災を受けて）
別冊資料：平成22年度補助事業プレゼンテーション資料
参考資料1：東日本大震災復興支援補助の第一回審査結果について
参考資料2：平成23年度 審査・評価委員会のスケジュール案（公益）

5. 出席者
栃本一三郎委員（委員長代理）
大江守之委員、川戸恵子委員、西貝宏伸委員、原田宗彦委員、山岸秀雄委員、
山谷清志委員
[事務局] 石黒会長（途中退席）、笹部理事、竹内グループ長、浅倉チーム長、池田室長、
佐藤副室長
6. 石黒克巳会長挨拶
4月1日付にJKAの会長に就任いたしました石黒と申します。よろしくお願いたします。

自己紹介を兼ねてご挨拶申し上げます。私は1941年生まれで、間もなく70歳になります。毎日新聞社に入社いたしまして、ずっと記者をやっておりましたが、40半ばで管理部門に移りました。その後、毎日新聞社の役員、(株)毎日ビルディングの社長、会長、常勤顧問を務め、4月からJKAに参りました。

JKAとのつながりは、私は日本財団の評議委員会の議長を7年くらいやっております、そんな縁もあって、3年ほど前にJKAの評議員に就任しました。

皆さんもご承知のように、競輪事業は毎年売上が落ちていまして、非常に難しい状況になっております。経産省の産業構造審議会「競輪事業のあり方検討小委員会」は、間もなく6月1日の委員会でレポートが採択され、それで終了する予定です。ただ、それが抜本的改革を謳っているとは思えないので、そのレポートはレポートとして、業界各団体と話し合いながら、再生に向けたことをやっていかなければいけないと思っております。

競輪事業ということを考えますと、経産省のまとめたレポートにもありますが、一つは、収益金のうちの一部を地方財政に寄与すること。もう一つは、先生方をお願いしているこの補助事業を通じて、社会貢献をすること。それが二本柱になっております。

地方財政に寄与するという部分も大変重要なのですが、これは目に見えにくいものがあります。それに比べますと、補助事業というのは個別・具体的で分かりやすいし、地方財政に寄与という以上に競輪事業の命ではないかと考えております。

お忙しい中、時間を割いていただき、誠に恐縮ですが、今後もきめ細かい充実した補助事業を、われわれJKAができますように先生方のご協力を仰ぎたいということをお願いして、ご挨拶いたします。本日はご出席いただきましてありがとうございます。

7. 山谷清志委員（初出席）挨拶

皆さんこんにちは、同志社大学の山谷でございます。専門は政策評価でございます、日本評価学会という学会がございますが、そこで副会長を務めさせていただいております。およそ評価というのは、すべて守備範囲に納まるということなのですが、一種の情報を作り出す機能であるとお考えいただけると、評価というのは非常に簡単だと思われるのではないかと思います、どうぞよろしく願いいたします。

8. 新任委員の紹介

新しく委員に就任された方をご紹介します。本日はご欠席ですが、大島 巖委員でございます。大島 巖委員には、評価専門委員として加わっていただきますので、ご報告申し上げます。

9. 本委員会の定足数の確認

「補助事業審査・評価委員会規程」第7条第1項の規定に基づき、ただいま委員総数

14名中7名のご出席をいただいておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

10. 理事の人事異動について

私どもの4月1日の異動によりまして、笹部理事が、今まで補助事業の担当という肩書きだったのですが、4月1日より補助事業並びに評価室の担当理事になっておりますことをご報告させていただきます。

11. 議事

(1) 議事運営について

小松委員長が本日欠席ということでありまして、「補助事業審査・評価委員会規程」第6条第3項「委員長は委員会の議長となり、議事を運営する。委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。」ということに基づきまして、あらかじめ栃本委員が指名されておりますので、本日の委員会の委員長をお願いいたします。

(2) 委員長代理挨拶

栃本でございます。議事の進行には格別のご協力を賜りたいと存じます。それでは、「平成23年度第3回公益事業振興補助事業審査・評価委員会」を開催いたします。最初に、今回の委員会を開催するにあたり、原則公開としていること、および、各委員に配布しております資料は、傍聴席の皆さまにも配布していることを報告いたします。

(3) 本日の議事進行についての説明

本日の会議は全体で約2時間を予定しております。大きな流れで申し上げますと、最初の30分ほどで議題(1)「補助事業審査・評価マニュアルの一部改正(案)」についてご審議願います。その後、議題(2)「その他」になりますが、平成24年度補助方針について30分ほどご協議いただきたいと思いますと思っております。

その後、30分で平成22年度の補助事業について、本日、補助事業者の方にプレゼンテーションを行っていただく予定になっております。残りの時間で、報告事項および連絡事項についてお話させていただきたいということで、全体で約2時間を予定しております。

(4) 配布資料の確認

資料1：補助事業審査・評価マニュアルの一部改正について(案)(1~4ページ)

資料2：平成24年度補助方針策定にあたっての課題(5~7ページ)

資料3：補助事業者アンケート結果(東日本大震災を受けて)(8ページ)

補助事業者アンケート用紙

参考資料1：東日本大震災復興支援補助の第一回審査結果について(9~12ページ)

参考資料 2：平成 23 年度 審査・評価委員会のスケジュール案（公益）（13 ページ）

別冊資料：平成 22 年度補助事業プレゼンテーション資料

1：特定非営利法人チャイルドライン支援センター説明資料 2 枚、
パンフレット、年次報告

2：特定非営利法人難病のこども支援全国ネットワーク説明資料 7 枚、
パンフレット

その他：補助事業審査・評価委員会規程、審査・評価マニュアル（平成 23 年度版）、
平成 23 年度補助方針、広報 KEIRIN／広報 AUTORACE、季刊誌『ぺだる』

(5) 資料 1：補助事業審査・評価マニュアルの一部改正について（案）の説明
（事務局佐藤）

資料 1 をご覧いただけますでしょうか。ここでは機械工業振興補助事業・公益事業振興補助事業という形で、両者に共通するマニュアルになっておりますので、以後、「審査・評価マニュアル」と呼ばさせていただきます。

「1. 審査・評価マニュアル制定の経緯」ということで、いろいろ経緯がございまして、昨年 12 月、こちらの委員会でご審議いただきまして決定いただきました。

この後、いろいろご議論をいただく中で、改正が 2 点ございます。「2. 改正の主旨」というところで、（補助事業評価室関係）の（1）「評価の流れ」に係る改正について、それから、（補助事業グループ関係）の（2）「複数年度にわたる補助事業の審査の客観的基準制定」に係る改正についてということ、2 点お諮りさせていただきます。

私は、「評価の流れ」に係る改正についてご説明させていただきます、「複数年度にわたる補助事業の審査の客観的基準制定」に係る改正につきましては、後ほど、補助事業グループの山田がご説明させていただきます。

それでは、「評価の流れ」に係る改正についてご説明申し上げます。1 ページの（1）より迅速な評価を行うことができる体制の整備を図り、効率的、効果的な評価を行うため、以下の 2 点について、新旧対照表（案）のとおり、改正することとしたいということです。今までの議論の中で、評価の流れに、課題があるというご審議をいただいております。今までの評価の流れは、補助事業者に要望の段階で「事前計画」を出していただいて、審査がありまして、採択された事業について事業が実施される。事業が終わりますと、補助事業者に「事前計画」に対して、事業がどうであったかという「自己評価」といって、これが第一段階です。「自己評価」を受けまして、JKA 事務局で「JKA 評価」を行います。これが第二段階です。第三段階としまして、評価専門の先生に個別案件をチェックいただいて、それを審査・評価委員会でお諮りいただくということがございます。こういう流れでございました。

これにつきまして、ご審議いただく中で、2 点課題があるというご指摘をいただきました。それが①と②になります。今申し上げた流れでは、「自己評価」があつて「JKA 評価」があつて、それを評価専門の先生がチェックいただくということだったのですが、

ご審議の中では、個別案件についてそもそも審査をしていただいた先生が見るべきではないか、一貫して評価というか、見られるべきであろうと。評価の先生はそれを受けて、全体的な評価を行うべきではないかというご議論をいただいていた。それが1点。

次に個々の補助事業の評価を行うのですけれども、JKAとしての補助事業の全体の評価を行う流れがないというのが、2点目です。今回の改正は、その2点を解消するためのものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧くださいなのですが、左側が現行で、右側が改正案です。現行を見てくださいと、「(1) 自己評価」があって「(2) 事後評価」として① JKA 評価があって、②委員会評価。委員会評価で個別案件毎に担当委員、主査1人を決める。これは評価の先生を決めるということなのですが、その主査の方が「自己評価」を受けて、「JKA 評価」のチェックをします。という流れが書かれています。

これをご審議いただいた主旨に添って、右例の改正案のとおりに変えるということをお諮りしたいと思います。まず、現行では個別の事業の評価しかやっておりませんので、それを改正案では(1) 補助事業の評価ということでもとめました。その下に「自己評価」があって「事後評価」で「JKA 評価」があります。そして、委員会評価の部分を変えてあります。現行では評価の先生の主査を決めると書いてあるのですけれども、改正案では主査という形で個別の案件担当は決めません。評価を担当する委員は決め、審査をされた先生が個別案件のチェックをされるということで、それを(イ)に書いてあります。委員会評価により効率的、効果的に行うため、審査を担当した委員は、「JKA 一次評価」についてチェックし、評価を担当する委員は、その結果を委員会に報告するものとする。という新しい項目を入れさせていただきました。評価専門委員の先生が委員会において、評価を統括する。これは同じでございます。それが個別事業の評価です。プラス、新しい流れとしまして、(2) JKA 補助事業全体の評価ということで、JKA 補助事業全体の取り組みに関する評価は、審査を担当した委員の意見も聴き、評価を担当する委員が委員会において行う。という流れを入れさせていただきました。

おおまかな流れは、次の3ページに入れさせていただいております。左側は今までの流れ、右側が新しい流れでございます。「自己評価」をしていただいて、「JKA 評価」、審査の先生が一次評価のチェックをしていただく、それから評価担当の先生は、そのことも含めて JKA 補助事業全体の評価をしていただく。それを委員会に諮っていただくという流れになっております。

(6) 資料1：複数年度にわたる補助事業の審査の客観的基準制定についての説明
(事務局山田)

資料1の1ページ「2. 改正の主旨」(補助事業グループ関係)の(2)のところをご覧ください。経済産業省の産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会のJKA 補助事業および補助金還付事業のあり方検討ワーキンググループの提言を受けまして、その内容について対応するものがございます。複数年度事業の審査に関してです

が、補助事業は、原則としまして単年度事業ですが、複数年度事業を認める場合であっても、その期間は3年以内とすることに関しまして、客観的基準を補助事業審査・評価マニュアルに定めることといたしました。

具体的な内容につきましては、4 ページをお開きください。新旧対照表となっております。改正案の右側のところをご覧ください。「6. 審査項目および審査の主な視点」となっておりまして、「6-2 公益事業振興補助事業」と書いてありまして、(3) 事業審査 1 となっておりますが、こちらの事務局審査の内容となっております。複数年度事業について認める場合の客観的基準は、次の3つの要件となります。1つ目としまして、年度を超える工程を必要とすること：複数年度事業としなければ成果・効果が得られないことを具体的に説明でき、それが客観的に見て妥当であること。2つ目といたしまして、事業者の都合によらない理由であること：事業の最終目標を完了することが単年度では困難な理由が事業者に起因するものでないこと。3つ目といたしまして、他の代替手段がないこと。となっております。以上、事業遂行において当事者の裁量、努力では短縮が困難な工程（試験、調査期間等）がある場合が客観的に示されまして、該当することが明らかであることが認められる場合が必要な要件となっております。

その下に、複数年度事業を認める基準について、具体的に3つ書いてございまして、1つ目が「技術開発」、2つ目が「標準化」、3つ目が「調査研究」事業が対象となっております。おのおの基準を具体的に記載しております。「1. 技術開発」と「2. 標準化」は、どちらかと言いますと機械工業振興補助事業が対象となりますが、「3. 調査研究」につきましては、公益事業振興補助事業においても対象となる可能性がございます。本補助事業審査・評価マニュアルにつきましては、機械工業振興補助事業と公益事業振興補助事業は共通でありまして、提言されました主旨を踏まえまして、総合的な見直しを行っております。

<質疑>

委員長代理：昨年までは審査と評価が明確に区別されていたということなので、特に評価に関わられた先生方からのご意見などを聴いて、このような改正がなされたと考えます。今回はPDCAサイクルで審査と評価の委員を明確に分けるということも一つの考え方ではありますが、ここではPDCAサイクルに基づいて、採択する審査担当の方にも評価に加わっていただくということですので、従来の評価の先生方のみならず、審査を担当された先生も含めて、ご意見があればお尋ねする次第です。いかがでしょうか。

今回は評価を行う際に、従来とは違って一次評価については、審査委員が加わるということになっているわけですし、審査が大変だったということに加えて、また大変なことになるのではないかとことを恐れるのですが、その点はいかかですか。

事務局笹部：昨年11月、12月の平成23年の当初案に関しては、「個別案件毎に担

当委員（主査 1 人）を決める。」としましたが、審査・評価のあり方等を工夫・改善すべきとの意見も出され、本日、お諮りするものでございます。

3 回の審査を行っていただいた訳ですが、この審査に関しましては、主査・副査体制によって相当な審査時間を割いて頂き、また、審査し採択した以上は、結果も見てみたいということで、そこまでを 1 クールの審査体系とし、PDCA サイクルとして考えたらどうかというご意見もありました。当初は審査と評価を棲み分けた仕組みを設定致しましたが、結果のところも見て頂くことについての改善、まず 1 点目でございます。

当然、補助事業者には、「自己評価」という部分が特に継続される補助事業者にとって重要なことになると思っております。それに対して、事業者サイドの「自己評価」だけではなくて、JKA がきちんと事業結果の成果等を評価していくというご意見もありました。この「JKA 一次評価」は、採択した審査過程を「事前評価」として補助事業者サイドの「自己評価」を JKA 事務局が整理し、審査・評価委員会に報告するものであり、その具体的な運用について次回委員会にお諮りすることとなります。

a 委員：評価委員としては賛成です。やはり、自分で実際に審査なさった方は事業をよく知っていらっしゃるわけですから、きちんとその結果を見ていただき、私たち評価委員は具体的なことを何も知らないところで、もうちょっと引いた目でどうなのかということ判断したいので、データとして出してくださるとするのは非常に有難いことだと思っています。よろしくお願いいたします。

事務局笹部：審査された主査・副査からも評価の実施運用という観点から、いろいろご意見がございました。上のほうに「事後評価」というのがありまして、「ア JKA 評価」に設定してあります。JKA 事務局及びアドバイザーが、補助事業者の「自己評価」に対する評価（以下「JKA 一次評価」という。）を先ず行いますので、審査時のように個別案件を直接、主査にお出しして、全部をチェックしていただくという流れを改めました。

b 委員：この改正は大変結構だと思うのですが、このマニュアルを含む全体を見た時、個別評価したものを全体評価して、その次にどこに行くのか、次の年の方針であるとか、そういうところに反映させていただきたい。つまり、われわれがなぜ、審査で苦しんだかということ、こういう方向性のものを取ってよいのか、悪いのかという大きな方針の共通理解が十分にできていないために、審査をしにくいところがあったわけですね。この評価をとおして、審査の方向性とか方針が明確にされてくれば、量的な問題はありますけれども、審査はしやすくなるので、是非、事業全体の評価を、次の審査の方針に反映させるというプロセスをきちんと作っていただきたいということをお願いしたいと思います。

c委員：時系列でいうと、どういう時間の流れになるのでしょうか。例えば、この3の「(1) 補助事業の評価」と「(2) JKA 補助事業全体の評価」にはどれくらいのタイムラグがあるのか。イメージを掴むために教えていただけますか。

事務局笹部：実際に、この流れで動かすのは、平成 23 年度補助事業は来年4月以降になると思われま。補助事業の「完了報告書」が4月、5月に提出されます。「完了報告書」に添付される「自己評価」を JKA 事務局が整理いたします。時期的には7月から10月頃「JKA 評価」として取りまとめるなかで、一部事業にあっては主査・副査で審査して得たご意見・アドバイス等の対応状況も自己評価から勘案し、「JKA 一次評価」として整理していくという考えであります。

今後の補助事業のあり方や特に継続事業の審査については、事業成果や取り組む過程での問題点等をどう対処してきたのか等、「自己評価」から事業者サイドの考え方を把握することが大切と考えております。

委員長代理：今c委員のお尋ねの、次年度の審査に反映させるということから、会議は審査委員会、評価委員会に分けずに審査・評価委員会の1本で会議を開くのですか。そうなると、極めてタイトなスケジュールの中でやらなければいけない。

事務局笹部：今回は4人の方に評価をやっていただくということになりますので、評価の試行実施も含め、効率的な運用の観点から詰めなければいけない問題もあると考えております。

委員長代理：もちろん、その結果を集積したものを委員会というか、総会で諮らなければいけない。しかも、2ページにあるように、委員会評価をより効率的、効果的に行うために、審査を担当した委員も「JKA 一次評価」についてチェックし、評価を担当するという形になっているから、今日スケジュールはこうだとは提示できないでしょう。委員の方々の心配は、タイトなスケジュールになってしまうということなので、次回はもう少し、イメージを示してもらいたいと思います。

d委員：審査を担当した委員が、評価のところまで関わることはもっともな話だと思うのですが、審査をする時にコメントをしますよね。コメントも、いろいろなレベルのものがあって、例えば、「ここを、こういうふう気をつけてくれなければ、絶対に認められない」と、「これは条件だ」というようなコメントする時もあるれば、「よい取り組みですね、将来的にはこんなふうにしてほしいですね」というような、柔らかなコメントがあると思います。その辺も審査をする時に、明確に分けておかないといかないのではないか。「ここを改善してくれない限りは、本当は駄目なのですよ」というコメントだったら、絶対チェックをしなければいけない項目に

なるので、そこを色分けする必要があります。審査の時にコメントした内容というのは、事業者の方にはきちんと伝わってますね。

事務局笹部：採否通知の中には触れていません。「合」か「否」かしかないので。

d委員：だとすると、事業者の方から見ると、審査の段階で、どのように見られていたかを伝えられていないと、事業をやっていく中で改善のしようがない気がします。審査の人間が評価に加わることの意味があまりないと思います。

事務局笹部：内定時の査定に関し、経費修正の理由に付随する説明として必要でしたが、審査の段階での申請事業内容に関し、申請者への情報伝達については、本日時点では、特段の措置は講じてきておりません。

委員長代理：d委員が話されたのは、一つはコメントでも、これを条件に出すのだよと、その条件を満たさなければ補助すべきではないと。事務方は、そうは言っても、「○」を付けて認めてやってくださいと言うのだけれど、それには留保条件があるのだから「これは守れ」というものと、奨励的な形で、「こうした方が、もっと効率的ですよ」「成果がありますよ」みたいなものがある。前者については、それがもともとの条件だったから、確認するのは当然でしょうということですよ。もう一つは、補助を申請した人にどうのように伝えるか。伝えるということは極めて重要で、単に額が減額されたのだということだけでは分からないので、たぶん事務局は、申請者と書面ではないかもしれないけれど電話などでやり取りをして、アドバイスはしているとは思いますが。

d委員：こちら側から事業者、申請者への情報をしっかり伝えておかないと、申請者が評価したのと同じようなコメントをするだけのことになってしまって、PDCAにはならないのではないかと。

委員長代理：その辺は、まだ時間的なことがあるので、考えていただくこととし、特に申請してきた団体、組織、NPO法人が、JKA以外にもいろいろなところへ申請したりしているわけで、そういう申請者がより良く助成金を使うというための気づきを与えることは極めて重要なことです。そして、もう一つは、税金でやるにしろ、JKAのお金でやるにしろ、極めて貴重なお金を使うわけだから、それについての認識が非常に薄い場合があるのですよ。中には毎年、補助を受けているということで、それについて評価するとはけしからんみたいな団体さえ見受けられるということです。貴重なお金であるということの認識をもってもらうということは、評価のところで「あなたのところの評価は悪いですよ」というだけではなくて、申請案件について「OK」としたけれど、「こうこう、こうなのだ」ということを伝えないと。

事務局笹部：了解いたしました。現在、個々の事業者決定通知には、交付条件という

ものを付してしまっていて、それは一律同じ条件でありました。今のご意見を踏まえ、申請者への伝達内容、時期及び方法等を検討し、対応させていただきたいと思えます。

委員長代理：今回は JKA 補助事業全体の評価ということで、個々の案件については、目的が達成できたとか、適正執行ができたかというのも、もちろんあるのだけれど、全体的に、JKA がそもそも機械工業振興であるとか、公益事業振興であるとか、そういう目的をもってやっているわけだから、全体的に成果が上がっているのかということを見るのも極めて重要なので、それが入っているということですよ。それによって、先日の審査の段階で「これは、本当に JKA がやるべきことなのか」ということがありましたが、そういうことについても、一定の見解というか、委員会として見解や JKA として方針が形作られるということだと思います。

e 委員：いつも注目しているのは、3 年以上というか、10 年以上、20 年出しているところの団体が問題だと思っているのですけれど、どんな案件でも 3 年くらいで一旦切るということが、常識ではないかと思うのです。こういう批判などについて明瞭に、長い間出しているところは、あまり回答がよろしくないという。翌年も継続して、それを反映していくということは極めて少ないということについて、そろそろ大英断を下して、公平性を期すというのを今年あたりにやっていくことではないかと思っています。

委員長代理：今の e 委員のご発言のことに、まさに関係ある部分で、先ほどの 2 つ目の部分の資料の 4 ページ目ですよ。複数年度事業というのは、こういう形で今回、整理はされたのだけれど、なおかつ、「審査・評価マニュアル」が機械工業の振興補助事業と公益事業振興を合わせて入れているということもあり、機械振興の開発という違う部分があるのだけれど、これ 1 本でやっているのに、事務局からこの部分は公益事業に該当しますという話がありました。そういう意味では、公益事業からのみで、この部分について削除したいと言にくいことはあるかもしれません。e 委員の今のご発言、そして、従来からわれわれが議論をしている内容に対して、事務局から出された案についてはいかがでしょうか。

a 委員：実際にやってみないと、こういうことは分からないと思えます。これまで続けてきた事業でも、やはりやってくれということもあるのかもしれないし、逆に、そういうものも機械的に 3 年で切ったほうがよいというポリシーを決めてもよいと思えますね。その辺の議論も含めて、変えるという良い機会を与えてくださったので、次回もう一度、こういう書き方でよいのかどうか、公益事業と機械は分けたほうがよいのか、その基準を別に決めるとか、そういうことまで含めて、議論をなさるとよいのではないですか。さしあたりは、これでよいと思えます。

委員長代理：逆に言うと、この 3 年以内の複数年度事業という形の枠組みに入らなければ、適応除外になって、それが毎年できるということですよ。

事務局笹部：各事業の実施状況や自己評価を踏まえ、継続事業の審査の内容に関し明確にしないといけないと思っています。

b 委員：公益事業は単年度事業が、たぶんほとんどで、それが実質的に複数年度化しているという問題を抱えているのだと思うんですね。ですから、この複数年度事業の問題とか、共通したものをもっていると思うのですが、公益事業に関しては、このマニュアル以外に、e 委員からご発言があったように、単年度事業が実質的に複数年度化しているような問題に対する、基本的な取扱いの方針みたいなものを、内規的に決めておく必要があるのではないかと、ここから派生的に考えられると思います。

d 委員：単年、単年でずっと続いていっているものが問題だと。これもまた、よく見ていくと、2 年、3 年でいい加減自立してくださいとか、2 年、3 年で成果を出して終了してくださいというようなものもあれば、本来国の予算で手当すべきものなのではないかというものは、いっぱいありますよね。だから、これは長くなっているけれども、これを切ったら、やっている人たちが困ってしまうというようなものがいくつもあって、この間の審査も苦慮したような気がします。

委員長代理：少なくとも JKA のお金ではなくて、各省庁に関係するような直轄の補助金でなくても、そういうものがあるではないですか。そういうところから出すべきだというのは、かなりの案件で見受けられますよね。

c 委員：見直すことが非常に重要なのですが、公益性を考えた場合、それに優る公益性をもった他の事業があるかという、僕は審査していて、それが非常に見づらかった。こういう狭い世界なので、中を知っているだけに公益性が高く、本来は国がやるべきことですが、タイトな国の予算の中でそれができないところを、JKA が補っているところに、素晴らしい社会貢献があると考えますので、一律的に年度、年度で区切るというのも、いかなものかと。その公益性の濃淡というか、重要性というのを計ることは非常に難しいのですが、非常に重要な事業を抱えているところを勘案すべきかと思うのですけど。

委員長代理：審査では、いろいろな項目があり、資料を見るよりも、悩む時間のほうが長かったものがあつたが、その中で公益性について、今日だけではなく、また 7 月に議論できます。それぞれの委員の先生方が、複数年度について問題意識をもっていることは共通していますので、今日はこのような形での改善を行っているという部分、少なくとも複数年度事業という形で明示化して、このような基準を定めたということは前進であることは確かで、これを了解したいのですけれど、いかかでしょうか。この資料の 3 ペー

ジ目と4ページ目、すなわち、「審査・評価マニュアル」の一部改正、「JKA 評価」の部分は、審査・評価委員会での関わり方が変わったということと、JKA 事業そのものの全体的な評価を加えたというご説明、そして、複数年度事業についての説明でした。いかかでしょうか。

f 委員：1点だけ質問ですけれども、審査を事前評価と理解してよろしいのでしょうか。事前に事業を見て、一定の基準に照らして評価して、それに判断を下して採択する。それを実施した結果、「事後評価」が行われるという理屈であれば、事前評価と。そういう意味でいうと、審査と評価をつなげるというのは意味があると理解しているのですが。

事務局笹部：そういうことです。

委員長代理：では、この案件につきましては、ご了解いただいたということ。但し、7月には、先ほどの議論を踏まえて、事務局としての叩き台、ないしは、議論すべき項目を整理していただくということでお願いしたいと思えます。

(7) 資料2：平成24年度補助方針策定にあたっての課題の説明（事務局浅倉）

お手元の資料2をご覧ください。資料2については、資料3のアンケートと一体でまとめてございます。

まず資料2のA4判横のパワーポイントの資料があると思うのですが、「平成24年度補助方針策定にあたっての課題」ということで、このページでは、昨年の事業仕分け以降、平成23年度補助方針が策定されるまでの経緯を簡単にまとめてございます。昨年の事業仕分け以降に、経済産業省にワーキンググループが設置されまして、そこで見直し案というものが検討されました。この見直し案については、昨年の夏にパブリックコメントにかけられまして、その方向性を踏まえて、平成23年度の補助方針を策定いたしまして、昨年の10月27日と28日に「機械」「公益」の委員会を開催いたしまして、そこで平成23年度補助方針をご了承いただきまして、11月5日に公示して補助事業を開始したということでございます。

その隣ですが、平成24年度補助方針の基本的な考え方をどうしたらよいのかということなのですが、やはり昨年の事業仕分け以降の大きな見直しというものを踏まえて、作成された平成23年度補助方針でございますので、基本的には平成23年度補助方針を原則踏襲するという部分は必要であろうかと考えております。但し、その横に「環境の変化」という部分がかかれてありますが、3月の大震災の発生というのは、JKAの補助事業に非常に大きな影響を与えている。平成23年度補助方針は、震災の発生を踏まえて作られたものではないですから、平成24年度のものについては、この震災に補助事業がどう対応できるのかということ、検討して反映させなければいけないと考えております。

もう一方で、競輪・オートの上乗減少ということがありまして、競輪・オートレース

の売上が、過去 20 年間にわたって長期低落傾向に歯止めがかかっておりません。また、震災の影響で開催中止ということもございまして、平成 23 年度の売上も当初見込みを下回る可能性が非常に高いという中で、JKA の補助原資も減少するということが予想されます。

こういった大震災の発生と、JKA 補助原資の減少という 2 つの課題を踏まえまして、平成 24 年度の補助方針はどのように策定したらよいかということで、一つは上段のほうの流れですが、震災に対する対応として、「震災補助の拡充」ということが必要ではないかと考えています。その「震災補助の拡充」については、補助メニューはどういったものを用意したらよいかという部分と、こういった団体に補助をしたらよいかということが課題としてあると思います。中段には「被災地域への優先補助」というものがございまして、これは新しいメニューにかかわらず、従来から補助をしている団体、分野といったものにも、震災というものを踏まえて、補助率であるとか、補助メニューであるとか、採択の基準であるとか、そういったもので検討する部分があるのではないかとということで、例えば、被災地域・被災県、こういったエリアについて、こういった震災の影響を考慮した補助方針にすべきである。その場合、優遇措置は補助率でやるのか、あるいは、採択を優先させるとか、そういったことで考えるべきであるか。あとは、震災・災害関連研究とあるのですが、この部分については、特に平成 23 年度から機械工業振興補助事業のほうでは、「研究補助」というのを新たに設けたのですが、現状は、「公益」のほうではそういった学術研究補助というのはございません。こういったものも、この際、必要になってくるのかどうかという部分があると思います。

「機動的な補助」としては、募集期間の問題がございまして、例年ですと、8 月 1 日の公示募集が 1 回限りなのですが、これを多用化すべきではないかという部分もあると思います。既に、4 月 28 日にプレスリリースしましたが、この震災対応の補助事業は、「公益」としては東日本大震災の復興支援補助というのを募集中でございまして、これに関しては、当然、例年の 8 月 1 日であるとか、昨年 11 月 5 日といった 1 回だけの募集期間でフォローしきれない緊急事態といったものに対応するメニューとして打ち出したわけですが、こういったメニューも、他の補助事業で過去来やっているものの中でも、変更するものがあるのかどうかを検討する必要があると思います。

下の補助原資の減少については、「査定方針」とか「メニューの集中と選択」、「補助率・上限額」をどうするかを合わせて検討することで、課題に取り組む必要があるということで考えさせていただきました。

続いて 6 ページなのですが、ここに平成 23 年度の補助方針と平成 24 年度補助方針案の比較ということで、表にしております。左側の部分は 4 月 1 日に内定をしましたが、昨年 11 月 5 日に募集をかけました現状の補助事業のメニューになっております。右側には中段に「課題」としてありますけれども、これは 5 ページ目でご説明した震災による課題であるとか、機動的・柔軟な募集期間の対応といった課題を踏まえて、7 月に制定していただく平成 24 年度補助方針はどうあるべきか、ということでござい

す。何点か検討する部分があると思うのですが、例えば、従来メニューであれば「公益の増進」では、重点事業で「国際交流」を平成23年度から始めましたけれども、この部分について、「公益」としての国際交流事業のあり方というの、一つの検討課題になると思います。また、中段に赤く白抜きで表示してありますけれども、「災害支援」で、従来は「非常災害の援護」ということで、日赤による緊急物資の支援ということをやっているわけですが、今回は東日本大震災の復興支援というものを5月10日から募集していますから、これを平成24年度の年度事業として、どのように継続・継承していくかというの、一つの課題になってくると考えております。

7 ページ目でございますけれども、これは昨年の委員会において、たくさんのご意見を賜ったのですが、その中での主な発言というものを抜粋させていただいております。①については3月の委員会でのご意見です。例えば、⑤では、国際交流については定義を明確にする必要があるのではないかと、③の新規NPOについては、団体を調べる手法が必要であるというのが、まさに今回、震災復興補助で、NPOを主な対象としていますので、審査方法については十分検討する必要があると考えております。

(8) 資料3：補助事業者アンケート結果（東日本大震災を受けて）の説明（事務局浅倉）

平成23年度内定事業者の皆さまに事務手続きを説明する時に、アンケートをいたしました。アンケート用紙は2枚目に綴じ込んでありますが、3月の震災を受けて、JKAの補助事業が復興支援としてどういったものができるかということ、皆さんからご意見をいただいたということでございます。

大変たくさんのご意見をいただいたのですが、人に対する支援、ものに対する支援、あとは資金と、大きく3つに分けて、さらに、その中身をご提案内容に従って、7つの項目に分類いたしました。いちばん上にある「1. ボランティア活動支援」については、震災復興補助で対応している部分ということになります。また、「4. 研究開発支援」というのは、かなりご提案が多くなっていますが、これについては「機械」のほうが「研究補助」を始めていますので、大学等の研究機関から、震災を受けてどういった研究補助が必要かということで、ご提案をいただいたものでございます。

右側の「その他の意見」については、このカテゴリーに納まりきれないものをいくつか列記いたしました。

<質疑>

委員長代理：資料2の7ページ目の「3. 委員の補助方針に関する主な意見の抜粋」ということで、①から⑤まで書かれておりますけれど、これは東日本の震災との関係でという説明がありましたが、それに限らず、7月に定めます平成24年度の補助方針の際に、どうあるべきかというのものでもあるわけなので、これについては7月の時に再度行いますけれど、従来から②、③、④、⑤ということについては、昨年度の審査の前から議論されてきたこと

で、これについても7月の会議の時に改めてきちんと明確化したいと、委員会としての方針をきちんと出したいと考えております。事務局のほうも、それを心得て7月に改善策を出していただきたいと思います。

もう一つ、7月に行くものを事前にご説明して、今日の時点で何かご意見等がありましたら、また、ご質問がありましたら、お出しいただきたいと思います。

ちなみに、この資料2の1ページ目の「課題」のところに書いてある「機動的な補助」というのは、募集をかけて年1回やっているのだけど、そうではなくて、もう少し機動的に震災復興が必要ではないかということで、「被災地域への優先補助」というのは、いろいろな案件が出てきた場合に、例えば「福祉車両」等については、当然のことながら、既に平成22年に補助したものについても、それなりの対応を事務局のほうでされたという報告がありましたよね。「福祉車両」の関係でも、そちらのほうに回すとか、全国的な組織であれば、配分するのは違う地域だったのだけど、東日本のほうに回すとか、そういうことはされたということは、以前の報告にあったのですが、そういうことも含めて、被災地域で手を挙げてこられた方々に対して、優先補助をするということですよ。もう一つは「震災補助の拡充」。この「震災補助の拡充」という表現なのですが、正確には「震災復興支援補助」でしょ。「震災補助」というのは、震災を補助するのか、さらに揺すめるのか、みたいなことで、「震災補助」という言葉はどうでしょうか。

事務局笹部：配布資料を訂正いたします。

c委員：以前にも申し上げたのですが、6ページの「公益の増進」のところで「体育」という言葉が使われていますよね。「体育」というのは「学校体育」なので、「身体教育」の略なのですね。実態は全部「スポーツ」なので、もし「体育」を残さなければならない理由があるならば、例えば「体育・スポーツ」とされたほうがよいかと。外から見ると「体育」というのは、馴染まないような気はいたします。これでないと駄目という理由があれば仕方がないのですが。

委員長代理：これは、文科省との関係ではどうなのですか。

事務局笹部：文科省というよりも、法律上の文言表現がそうなっているのです。「体育・スポーツ」というような表現を検討させていただきます。これは、昨年、ご指摘を受けていたことですね。

a委員：「震災補助の拡充」という言葉自体は変えたほうがよいと思いますが、基本的には国がすべき援助とか補助とか、そういうことではなくて、あくまでも、それを支援するみたいなところをもう一度、捨てていかないと。何でも、かんでもやってもらえるという申請がきたら困ると思います。その辺は、査定のところまで全部おやりになるのでしょうか。

事務局竹内：資料3にも示させていただきましたけれども、われわれもいろいろな意見をいただいて、やはり行政なり国がやるべきことというところも入っていましたけれども、われわれができるのは何かということをよく考えて、メニューに具体的に載せていきたいと思っています。

a 委員：科学の開発など、国がやればよいものも要望の中に入っていますのでね。
委員長代理：このアンケートについては、この間の説明会の時にお越しいただいた方に対して、添付されたような形で、直接自分たちがやるというわけではないのだけれど、今年、採択されてやる人たちに対する説明会の時に合わせて、こういう形でアイデアはありますか、どういうものがイメージされますかということを出したということで、これは一つの参考として出されたと思うのですけどね。

もう一つは、省庁が行うもの、省庁の直轄とか、その他諸々のものを復興支援であるとか、被災者支援としてやるわけで、共同募金とか、福祉医療機構などもあります。そういうものについて、現在は5月末ですが、6月、7月、8月に来年度の省庁の予算要求であるとか、その他諸々のものが出てきます。現時点では一次補正、二次補正で非常に混乱していますが、7月頃には多少整理され、少し落ち着くことが想定されます。次回は7月ですので、今のご懸念の部分とJKAでなければできない、JKAがこういう形でやっていくものについては、5月よりはもう少し明瞭な形になると考えます。

それから、緊急支援の部分と被災者支援の時に中期的にわたるものと、いろいろありますよね。その辺の区分けというのは大事なものですから、それらについても、7月になればもう少し具体的な議論ができるのではないかと考えます。

今回は、7月に議論すべきことではあるが、事前に事務局では、このような形で考えているということと、一つの叩き台をご提示していただきましたので、7月に出していただくよりも、第一段階として出していただけてよかったということで、これらを踏まえて、また資料をお持ち帰りいただきますので、ご示唆を7月の時点ないしはそれ以前でも結構ですから、事務局のほうにお寄せいただきたいということで、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

(9) 平成22年度補助事業プレゼンテーションについて（事務局木村）

このプレゼンテーションは、評価の一環として行うものでございます。短い時間とはなると思うのですが、事業を行っていただいた事業者の成果の発表の場として、また、委員の皆さまには要望資料の紙面等で読み取れなかった部分を少しでも補完していただく機会として、設けさせていただきました。

本日、ご紹介する事業は、「社会福祉の増進」の中から、社会的弱者とされている子どもに目を向けた事業を、事務局のほうで選択させていただきました。

(10) プレゼンテーション1：特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター
(事務局 武藤知佳 氏)

「チャイルドライン支援センター」事務局の武藤と申します。本日はよろしくお願いたします。

「チャイルドライン」は、18歳までの子どもが、どんなことでも話すことができる子ども専用の電話です。現在、全国44都道府県で74の団体が、子どもたちからの声を受けとめていまして、2009年度より、どこからでもかけられるフリーダイヤルの体制を取っておりまして、電話件数は年間で約23万件、一日あたり600件から700件ののぼります。

本日は、JKAより助成をいただきました、子どものためのセーフティネット「チャイルドライン」強化補助事業のうちの「虐待早期発見強化研修事業」というものについて、ご説明させていただきます。

まず、アプローチしている社会問題としましては、子どもが生きにくい現状というのがあげられます。日本では子どもの自殺が毎日1.6人、また、子どもの虐待による死が3日に1人というデータが上がってきています。虐待の相談件数も対応件数も、増加の一途をたどっておりまして、平成21年度では4万件以上で、一日あたり計算すると121件発生しているというデータがあります。

こうした現状の中で、さまざまな困難を抱えている子どもが多くいるわけですが、労働環境や、昨今の社会状況の中で、大人たちも余裕がない生活で、子どもに向き合う生活時間を十分に確保できない現状があります。そういった中で、子どもが育つ環境は悪化していると言わざるを得ません。

困難を抱えている子どもとは、多くの場合、孤独に陥りがちです。例えば、虐待を受けている子どもは、虐待をされていることは、自分が悪いからだと思ったり、親をかばうために虐待を受けていることを言わなかったりということも多いといえます。私たちは問題を抱えて孤独に陥りがちな子どもが、安心してSOSを発信できる、子どものための心のセーフティネットとして、日本で「チャイルドライン」という活動を実施してまいりました。

子どもたちの電話の中では、最初は、自分のことが嫌だとか、自分に関する悩みという内容なのに、よく聴いていくと、そこに家族との人間関係の問題があったり、ひいては虐待につながっていくのではないかと懸念するような内容であるなど、子どもからの電話は、その奥にいろいろな問題を内包しているというものが、数多くあります。子どもたちの言葉に、丁寧に耳を傾けて、その言葉の中から多くの背景をすくい取っていくというスキルを大切に考えております。「チャイルドライン」では、電話を受けるスキルアップの研修や、一本でも多く子どもたちからの声を受けていく体制強化のための研修、

また子どもにとって、より生きやすい社会や地域を構築していくために「チャイルドライン」はどうか発展していくべきかといった議論・検討を全国の単位や、全国7エリアに分けて行わせていただきました。また、研修実施の際に、使用するテキストを作成し、配布するというのも、この事業の中で行わせていただきました。

「チャイルドライン」は、一定期間の研修を受けたボランティアが、全国で子どもたちからの声を受けとめており、受け手のボランティアになった後も、継続的に研修をしていくということを大切にしています。子どもたちの環境は、変化をしておりますし、電話を受けるスキルというものも、「ここまでいけば、これで大丈夫」というものがあるわけではありません。勇気を出して電話をかけてきた子どもたちを傷つけないためにも、継続した研修を行っています。

当センターも、2001年度からJKAから助成をいただいております、「チャイルドライン」の活動の拡大や、質の向上というところで、補助が大変貢献していただいているところが現状でございます。

2010年度の成果としましては、体制強化の結果として電話回線数を、昨年度よりも増加させることができ、電話を受ける時間も増やすことができました。それに伴って、子どもたちとの会話が成り立った際の通話時間が、伸びておりまして、子どもたちの声をより深く受けとめることができたのではないかと考えております。

一方、課題としては、昨年度よりも1万件あまり着信数（電話を受けられた数）が減りました。しかし、子どもたちからのアクセスは増加しているもので、ニーズは高まっていると考えています。今後、さらに体制を強化していくとともに、質の向上を図っていきたくと考えています。また、付随する問題として、子どもたちの電話が多くなれば、多くなるほど、長くなれば、長くなるほど、フリーダイヤル通話料が増加していきます。多くの方々からのご協力によって、実施をさせていただいているのですが、この経済不況もありまして、ここの確保に困窮している現状があります。子どもたちが安心してかけられる電話であり続けられるように、フリーダイヤル費用の確保にも力を注いでいきたいと考えております。

最後に、このたびの東日本大震災を受けまして、被災地の子どもはもちろんですが、被災地以外でも、多くの子どもたちが心に大きな負荷を負っているということが、「チャイルドライン」に寄せられる子どもの声からも察することができます。今後、さらに重要となってくると考えられる心のケアに関する窓口として、政府広報や新聞等に取り上げていただいたり、被災地向けのリーフレットなどに情報を掲載していただいたりしています。電話件数も被災地6県、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉からのアクセスが、昨年度の同時期と比べて7割ほど増加している現状があります。日本中のどこからでもアクセスすることができる電話の特性を生かして、子どもの心のケアに尽力するとともに、被災地の子どもたちが気持ちを表現できるような場の提供なども視野に入れながら、子どもたちの支援を行っていきたくと考えております。

<質疑>

委員長代理：今日、ご参加の委員の先生方におかれましては、「チャイルドライン」については、ご存知の方がほとんどだと思います。その上で、わざわざお越しいただきまして、ありがとうございました。

ちなみに、DV などの場合も電話相談があり、電話の受け手は、ボランティア、専門職、臨床心理士、精神保健福祉士などで、傾聴することが重要で、それプラス緊急対応に取り組まれていると思います。そのことを引き続ききちんとしないといけないということと、もう一つは、DV の場合、かけてくる時間帯とか、子どもの場合と大人の場合は違うのかどうか。例えば、電話をしてきて、子どもの場合はすぐに話し始めるのかどうか分からないけれど、大人の場合は数分間の沈黙などもあって、すぐに話し始めないのです。

武藤氏：子どもの場合もあります。

委員長代理：ありますよね。その間もラインがふさがってしまって、DV とか「いのちの電話」の関係は、どうしても、かけてもつながらなかったということがあり、新しい取り組みとして、インターネットでやっています。メールを送るということによって、自分がいろいろ思っていることを客観化して整理でき、また電話だとつながらなかつたら終わりなのだけど、メールなら応答ができるということが言われています。重要なお仕事ですので、いろいろな形で対応していただきたいというのが、私の感想です。

JKA に対する要望とか、そういうのはないですか。厳しすぎるとか。

武藤氏：当センターも 10 年間 JKA から補助金をいただいておりますので、気を引き締めて、しっかり成果を上げてやっていけるよう尽力していきたいと思います。

c 委員：2009 年の決算を見たら、赤字ベースですよ。その部分はどうされているのですか。

武藤氏：2010 年はそのようなことがないように、やらせていただいています。チャイルドラインのフリーダイヤルでの実施が 2009 年から始まったのですが、試行を 2008 年秋から行いました。そういったところの費用の見込み違いで赤字決済になってしまったのですけれども、その部分は改善をしてやらせていただいております。

c 委員：たまたま、ベースで赤字になったと。

武藤氏：そうですね。見込みが甘かったということです。

d 委員：ちなみに、携帯電話からもフリーダイヤルはできるのですか。

武藤氏：はい。携帯、PHS からも無料でかけることができます。6 割程度が携帯、PHS からの電話です。

事務局池田：人に聴いてもらいたくないからですかね。

武藤氏：そうですね。人に聞かれたくない子どもは多いと思います。今は被災地でも、避難所ではそういった環境が整っていない状況があるので、例えば携帯電話の配布など、何かアプローチができないかということで動きたいと考えています。

委員長代理：短い時間で申しわけなかったのですが、実際に事務局の方に来ていただいて、生でお話を伺ったというので、われわれにとってもよい経験です。話には聴いていたとか、存在は知っているのだけれど、実際に来ていただいてお話を伺うことは非常に重要なので、どうもありがとうございました。

武藤氏：ありがとうございました。

(11) プレゼンテーション2：特定非営利活動法人 難病のこども支援全国ネットワーク
(事業部長 福島慎吾 氏)

只今、ご紹介にあずかりました「難病のこども支援全国ネットワーク」の福島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、JKA様におかれましては、日頃より多大なるご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、本日は、このような貴重な機会を賜りまして、どうもありがとうございます。

子どもの難病は500種類を超え、全国で20万人以上の子どもが難病とともに暮らしていると言われております。私ども「難病のこども支援全国ネットワーク」の活動は、昭和63年に、難病の子どもたちをもつ親と医師たちによって始まりました。平成10年には現在の組織となり、翌年にはNPO法人としての認証を受けております。そして、難病や慢性疾患、障害のある子どもとその家族を支えるために、親たち、地域の人たち、さまざまな職種を超えた人たちのネットワークを生かした活動を進めております。活動内容は、相談活動、交流活動、啓発活動の3つに分けてご説明することができますが、本日はその交流活動の中から、補助事業であるサマーキャンプ「がんばれ共和国」の取り組み事例をご紹介申し上げます。

サマーキャンプ「がんばれ共和国」は、難病や障害のある子どもたちとその家族を対象として、「友だちつくろう」を合い言葉に全国6か所で開催をしております。平成22年度は、北から宮城県、神奈川県、静岡県、愛知県、熊本県、沖縄県の6か所で開催されました。この6か所のうち、静岡県を除く5か所が補助事業の対象となっております。

サマーキャンプと呼ばれますものは、私たちが行っているもの以外にも、全国各地でさまざまに開催されておりますが、私どもが行っております「がんばれ共和国」は、痰の吸引であるとか、あるいは経管栄養、人工呼吸器を使っているような、比較的医療的ケアの高い子どもたちでも、安心をして参加ができる形になっています。あるいは、一般のキャンプでは受け入れが非常に難しいと言われております多動(ADHD)の子どもたちや、自閉症の子どもたち、そういったコミュニケーション障害のある子どもたちに

も、大勢参加していただいております。私どもから病気や障害の状態や程度によって参加をお断りすることはしていません。

その秘密は、病気や障害のある子どもたちを専門としている医師や看護師などの医療職、あるいは、子どもたちの心の良き理解者である教育職や福祉職たちが、ボランティアとして強力にバックアップをしてくださっているためです。特に地域の医療機関を中心とした医療班は、「安心と安全」がモットーの「がんばれ共和国」にとって不可欠な存在です。キャンプ期間中には、地域の医療機関から医療班が常駐してくださっておりまして、医療的なケアも万全な形で行っております。また、地域の看護あるいは福祉系大学の教員や学生たちも、毎年継続して「がんばれ共和国」の建国を大きく支えてくれています。

実際にキャンプに参加した医師や看護師からは、異口同音に「病院では決して見ることのできない子どもたちの素顔に触れることができた」、あるいは「病院ではなかなか聴くことのできない親の思いなどを、じっくりと聴くことができた」などの声が毎回のようについております。お手元の資料の中に、私どもの活動を紹介しておりますリーフレットがございます。中を開いていただきますと、写真が出ておりますけれども、キャンプの様子が左側の写真です。気球に乗ったり、乗馬体験をしたり、あるいはステンドグラスを楽しんだり、沖縄ではイルカの体験をしたり、こういったイベントが盛りだくさんです。

「がんばれ共和国」では、第一に楽しさを追求しております。コンサートや熱気球、カヌーや乗馬、ステンドグラス、鮎のつかみ取りなど、地域の特色を生かしたさまざまな非日常的な体験の機会が用意されています。各プログラムへの参加は、参加者の自由であって、子ども、親、ボランティアのコミュニケーションによって、子どもたちの希望と体調に合わせた選択が可能になっています。

また、「がんばれ共和国」では、親や兄弟などの家族支援にも大きな関心を向けてまいりました。同じ立場だからこそ分かり合える親たちの経験の交流や眼差しの交換、あるいは兄弟児だけが参加する「キッズ団」と呼ばれるプログラムなど、日頃の多忙な子育てに追われている親たちや、日頃は我慢することを余儀なくされることの多い兄弟児たちの心のケアにも気配りをしたプログラムが行われております。また、宿泊する部屋も家族単位ではなく、他の家族やボランティアと相部屋としているのですけれども、家族や世代を超えた経験の交流の場を意図しているということでございます。

最後に、病気や障害のある子どもとその家族を支える親の会や、私どものような支援団体による体験的な知識が、インフォーマルな社会資源として益々重要さを増してくるのではないかと考えております。難病の子どもとその家族の地域生活を支えるためには、医療・教育・福祉の専門職と、体験的知識をもつ当事者たちが、両輪となって支援を行っていくことの重要性を提言申し上げたいと思っております。

<質疑>

委員長代理：ありがとうございました。「難病のこども支援全国ネットワーク」も、すごく有名なところですので、皆さん方ご存知のことではあるのですが、今、ご説明のあったキャンプ「がんばれ共和国」は、平成 22 年度申請で私どもが拝見しました。いかがでしょうか、何かご感想はありますでしょうか。

b 委員：この「レイ・エキスパート」という考え方は、非常に大事だと思いますので、こういう考え方がもっと広がっていくとよいのではないかと。どうしても、強い専門性に頼りがちなのですが、こういう弱い専門性も非常に大事だと思います。

委員長代理：領域を問わず、「レイ・エキスパート」の表現はいろいろあるのですか。

福島氏：私どもは親とか、親の会という意味での「レイ・エキスパート」ということで、自分の子どもに対する「レイ・エキスパート」という意味で使っているわけですが、

d 委員：1 つ目のプレゼンテーションも、今のプレゼンテーションも世の中にとって大事なことで、大変意義のある事業だと思いますけれども、こういった活動に対して、今、国の支援とか、自治体の支援とか、そういったものは、どんな状況で、どのようにお考えになっていますか。それと、この自治体は特段、こういうことに理解があって支援してくれるとか、そういう例というのは、あまりないのですかね。

福島氏：私が知る限りでは、行政からの支援というのは皆無でございます。

c 委員：行政の態度は、一つにやると、みんなにやらなければならないというのがあるのですが、それが「錦の御旗」みたいになってしまっているのですね。

d 委員：逆に、自治体によって、戦略的にこういうところへ協力して、あらゆる NPO がいらっしゃいという自治体があってもよいような気がしますよね。

委員長代理：行政の直轄の補助金とか、そういうのは本当に難しく、事業仕分けで廃止されてしまったのだけど、福祉医療機構の 2,800 億円などは、非常に重要なものだったのですよね。2,800 億円の基金があって、消費税の導入に伴うものだから、なくしてはいけないものなのですよね。単なる埋蔵金ではないので、非常に重要なものなのですよ。10 年か 20 年くらいで 500 億円くらいかな、NPO 中心ですよ。それは従来の国の直轄の補助金みたいなものではないから、先進的な取り組みとか。それができなくなった。

お 2 人には今日のご説明と同時に、どうのことを望むとかというものがあると思うのですよね。本当はそういう時間も取りたいのですが、時間の関係もあり、難しいということなのですが、是非、ご意見をお寄せいただきたいと思うのですね。それと、やはり民間でなければできないことがあることも確かであるし、申請される団体のイニシアチブがいちばん

重要であるから、良い形で助成をするということが重要なので、いろいろな団体についてはアドバイスも必要な場合もあるけれど、そういう意味で、助成をする団体と申請する団体の関係がもっと発展的になっていくと、こういう領域についての形が、もう少し明瞭になってくると思うのですよね。どうもありがとうございました。

事務局笹部：本日は時間の関係上、2例しかプレゼンテーションが紹介できませんでしたが、お手元に『ペだる』という季刊誌の22ページをご覧頂きますと、この春号では、「社会福祉法人日本点字図書館」の補助事業をご紹介します。今後、このページを活用した補助事業の広報の機会拡充を行なっていく予定であります。

委員長代理：ありがとうございました。今日、お2人には直接、お話を頂戴して有り難かったです。どうもありがとうございました。

(1 2) 報告事項：東日本大震災復興支援補助（公益）の状況について（事務局山田）

昨日、プレス発表をした第1回目の東日本大震災復興支援補助の審査結果がありまして、8件応募がありまして、5件内定したものでございます。委員の皆さまにご審議をお願いしておりまして、その上で決定しております。

(1 3) 平成23年度審査・評価委員会のスケジュールについて（事務局山田）

本日が第3回目ございまして、次回は7月8日の3時からとなります。平成24年補助方針の策定、平成22年度の補助事業評価をご審議いただきます。8月1日から9月30日までの公示募集期間を予定しており、10月下旬から11月上旬にかけて、補助事業の応募状況ですとか査定方針の審査・評価委員会を開く予定です。その後、3回にわたりまして審査の部分の評価委員会を実施する予定です。

1 1. 閉会について（委員長代理）

本日の案件は、すべて終了いたしました。どうもありがとうございました。これにて閉会といたします。

以上